

2016年2月23日

1. 基本情報

- (1) 国名：フィリピン共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：フィリピン共和国全国
- (3) 案件名：フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画（フェーズ2）
（Maritime Safety Capability Improvement Project for the Philippine Coast Guard (Phase 2)）
- (4) 事業の要約：本事業は、フィリピン沿岸警備隊において使用する船舶2隻を供与することにより、沿岸域内での海難救助や海上法執行等の業務を迅速かつ適切に実施するための能力向上を図り、もって同国の海上安全の向上に寄与するもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における海上安全セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
フィリピン共和国は7,000を超える島々と世界第5位（約3.6万km）の海岸線を有する島嶼国であり、海上輸送は同国の経済・社会発展にとって大きな役割を担っている。フィリピン共和国政府は海上ハイウェイ構想（車両を収納可能な貨物船（RoRo船）の航路と島内の幹線道路を接続することで、島々をつなぐ長距離交通網構想）を掲げており、近年島嶼間の旅客・貨物輸送が増加している。これに加え、船舶の老朽化や過剰積載等の不適切な運航、更に近年増加する自然災害の影響等により海難事故のリスクが高まっている。海難事故発生件数は過去5年間（2008年から2012年）の平均で391件/年とその前の5年間（2003年から2007年）の平均（209件/年）に比して倍増している。また近年、人や物の移動の活発化に伴い海上犯罪のリスクも増加しており、密輸、密漁、銃器不法所持、テロ等の脅威に対処するための取り締まり強化が重要な課題の一つとなっている。これらの課題に対応するため域内での海難救助・捜査協力の必要性が高まっており、日本をはじめとする周辺各国との協力関係が構築されてきている。

フィリピン沿岸警備隊（Philippine Coast Guard。以下「PCG」という。）は運輸・通信省（Department of Transportation and Communications。以下「DOTC」という。）傘下の政府機関であり、海上における安全確保、すなわち人命・財産保護のため、海上捜索救助、航行安全管理、海上法執行、海洋環境保全等の業務を担っている。現在、マニラに所在する本庁と全国12の管区を拠点にオペレーションを行っているものの、広い海域に比して海上業務の足となる船舶数が不足している（インドネシア755隻、マレーシア374隻、タイ370隻に対し、フィリピン61隻。出典：ジェーン年鑑。なお、上記は小型艇を含む所有船舶の総数であり、このうちPCGが自ら保有する海難救助船は8隻（日本の巡視船に相当するもの）。中でも荒天時の救難活動や沿岸域での巡回業務に必要な大型の船舶が不足しており、船舶配備が可能な管区に限られるなど、事故発生時の緊急対応や定期的なモニタリング活動に必要な体制を整備できていない状況にある。

かかる状況の中、2015年11月18日に本事業に関する要請が出され、翌11月19

日開催された日・フィリピン首脳会談において安倍総理から本事業を通じた大型の多目的船 2 隻の供与を検討する旨伝えた。

(2) 海上安全セクターに対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け

我が国は対フィリピン共和国国別援助方針（平成 24 年 4 月）にて、援助重点分野「投資促進を通じた持続的経済成長」のもと、投資環境整備の一つとして海上安全確保のための能力向上支援を掲げている。また、2015 年 6 月 4 日の日・フィリピン首脳会談の際に合意された「戦略的パートナーシップ強化のための行動計画」において、海上安全及び海洋安全保障分野の協力の重要性がうたわれており、本事業はこれら方針に合致する。

(3) 他の援助機関の対応

オーストラリアから、過去に海難救助船 8 隻（56m 船 4 隻、35m 船 4 隻）が供与されている。また、フランスから新たに 5 隻（82m 船 1 隻、24m 船 4 隻）の船舶供与が検討されている。これに加え、アメリカやオーストラリアによりテロ対策や潜水訓練等の短期の研修訓練が実施されている他、ベトナム、タイ、インドネシア、韓国等の関連機関との間で捜索救助・汚職対策・テロ対策等に係る共同訓練や連携協定が締結されている。

(4) 本事業を実施する意義

本事業は、島嶼国フィリピン共和国の海上安全を担う PCG に対し、業務に不可欠な船舶を供与することを通じ、海難事故や海上犯罪への迅速な対応能力の向上に資するものであること、また、フィリピン政府の開発政策及び我が国の援助方針に合致していることから、事業の実施を支援する必要性及び妥当性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的：

本事業は、PCG において使用する船舶 2 隻を供与することにより、沿岸域内での海難救助や海上法執行等の業務を迅速かつ適切に実施するための能力向上を図り、もって同国の海上安全の向上に寄与するもの。

② 事業内容：

多目的船（92m 級）2 隻（STEP：日本タイド）、コンサルティング・サービス（ショートリスト方式）

③ 他の JICA 事業との関係：

PCG に対しては包括的な能力向上の支援として、技術協力プロジェクト「フィリピン海上法執行実務能力強化プロジェクト」（2013 年 4 月～2016 年 3 月）で海上実務の経験を積むための訓練プログラムの導入を海上保安庁の協力を得て実施中であり、2016 年 4 月以降も協力を継続する予定。また、無償資金協力「フィリピン沿岸警備隊通信システム強化計画」（2014 年 4 月 G/A 締結）により、本庁・管区本部と船舶間の通信体制の強化を含む PCG 内部の通信システムの拡充を行っている。加えて、有償資金協力「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業」（2013 年 12 月 L/A 調印）により 40m 級多目的船 10 隻の建造を行っている。本事業に関しては、借款契約調印後速やかに調達を開始すべく、有償勘定技術支援による詳細設計・入札図書（案）策定支援の実施を想定している。

(2) 事業実施体制

- ① 借入人：フィリピン共和国政府
 - ② 事業実施機関／実施体制：フィリピン運輸通信省（DOTC）／フィリピン沿岸警備隊（PCG）
 - ③ 他機関との連携・役割分担：なし
 - ④ 運営／維持管理体制：PCG が船舶運航・維持管理における責任を負う。船舶運航・維持管理能力は、技術協力プロジェクトを通じて強化されているが、本事業についても技術移転や技術指導の提供を検討する。PCG の運営・維持管理費は近年増加傾向にあり、フィリピン共和国政府による PCG の体制強化に向けた具体的取り組みが進められている。
- (3) 環境社会配慮
- ① カテゴリ分類 A B C FI
 - ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境や社会への望ましくない影響が最小限であると判断されるため。
- (4) 横断的事項：なし
- (5) ジェンダー分類：ジェンダー対象外
- (6) その他特記事項：本事業では、日本独自の技術として、高張力鋼とアルミ合金のハイブリッド構造の接合技術等の適用が予定されている。武器仕様にかかる要請内容（防弾壁、銃座、小型武器保管庫）の取り扱いについては、日本政府の確認、判断を要する。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

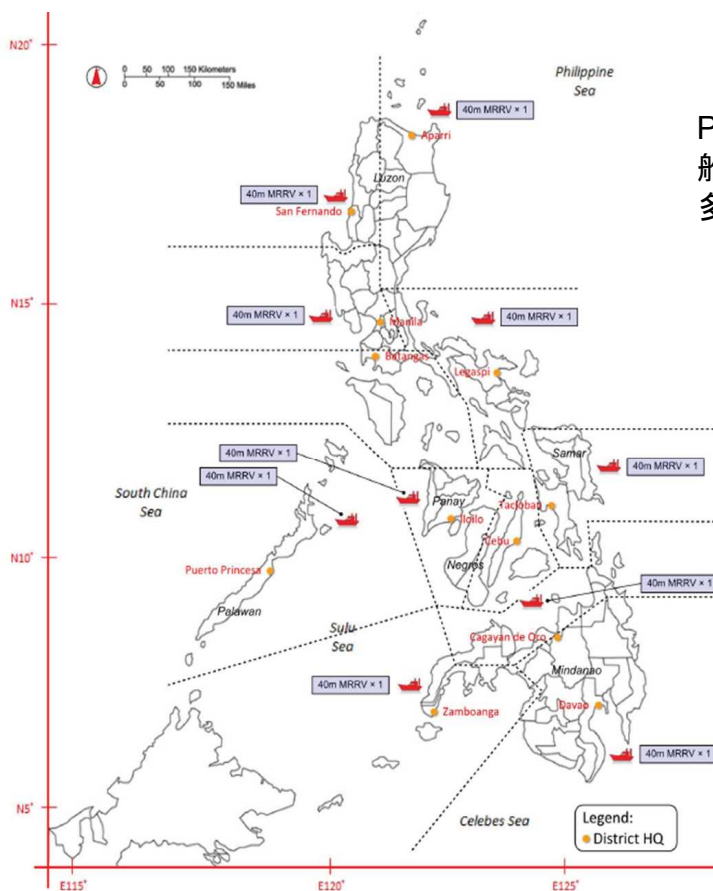
インドネシア共和国「防災船調達事業」（有償資金協力）の評価等では、船舶の安全な運航のためには供与した船舶の運転に必要な船員数、船員資格保持者の確保が重要であり、また事業効果発現の観点からは日本での訓練に加え、現地への講師派遣による訓練等の幅広い研修の機会を事業に組み込むことが重要と指摘されている。加えて、交換部品の調達が困難であるために、適切な維持管理がなされなかったとの教訓も得られている。

本事業においても、供与する船舶に乗務する船員の数と質を確保する必要があるため、海上業務の遂行のための PCG 職員への技術指導については、技術協力又は本事業のコンサルティング・サービスを通じた支援を検討する。また、大規模な故障を未然に防ぐため、日常的なメンテナンス能力を強化するとともに、部品を一定の頻度で交換する「Preventive Maintenance Policy」を採用し、定期的なメンテナンスに必要な予備部品の供給を行うことにより、船舶の長寿命化を目指すことを検討する。

以上

[別添資料] 地図

フィリピン沿岸警備隊海上安全能力強化計画（フェーズ2） 地図



PCG の 12 管区（本庁はマニラ）。
船の印はフェーズ1で供与対象の40m級
多目的船10隻の想定配備管区。

本事業で供与する多目的船2隻の
想定航行範囲（マニラ港、カガヤ
ンデオロ港を母港とした場合）：
半径500海里（約926km）

